

令和7年度  
観光の状況

令和8年度  
観光施策

第221回国会（特別会）提出

この文章は、「観光立国推進基本法」（平成 18 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく令和 7 年度の観光の状況及び講じた施策並びに同条第 2 項の規定に基づく令和 8 年度において講じようとする観光施策について報告を行うものである。

# 目次

## 第Ⅰ部 観光の動向

### 第1章 世界の観光の動向

第1節 世界の経済の概況	1
第2節 2024年の世界の観光の状況	2
第3節 2025年の世界の観光の状況	5

### 第2章 日本の観光の動向

第1節 訪日旅行の状況	6
コラム I-1 訪日リピーターの動向及び確保に向けて	12
第2節 日本人の海外旅行の状況	14
コラム I-2 アウトバウンドの促進に向けて	15
第3節 国内観光の状況	16
コラム I-3 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）が観光等に及ぼした影響	20
第4節 観光関連産業の状況	27
第5節 地域における観光の状況	30
コラム I-4 「昭和100年」の取組	32

### 第3章 「働いてよし」の観光産業の実現に向けて～宿泊業の人材確保と生産性の向上～

第1節 宿泊業の人材及び生産性の現状と課題	33
第2節 宿泊業の生産性改善と人材確保に向けた取組	63
コラム I-5 ローカルガイドの確保・育成と継続的に活躍できる仕組みづくり	77
第3節 「働いてよし」の観光産業の実現に向けて	79

## 第Ⅱ部 令和7年度に講じた施策

### 第1章 持続可能な観光地域づくり

第1節 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化	82
第2節 観光DXの推進	82
第3節 観光産業の革新	82
第4節 観光人材の育成・確保	83
第5節 観光地域づくり法人（DMO）を司令塔とした観光地域づくりの推進	83
第6節 持続可能な観光地域づくりのための体制整備等の推進	84
第7節 良好な景観の形成・保全・活用	84
第8節 持続可能な観光地域づくりに資する各種の取組	86
第9節 国家戦略特区制度等の活用	87
第10節 旅行者の安全の確保等	87
第11節 東日本大震災からの観光復興	89
第12節 観光に関する統計等の整備・利活用の推進	90
第13節 令和6年能登半島地震への対応	90

### 第2章 地方を中心としたインバウンド誘客

第1節 インバウンドの誘客に向けた集中的取組	91
第2節 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備	91
第3節 地方誘客に効果の高いコンテンツの整備	93
第4節 訪日旅行での高付加価値旅行者の誘致促進	99
第5節 戦略的な訪日プロモーションの実施	99
第6節 MICEの推進	101
第7節 IR整備の推進	103
第8節 インバウンド受入環境の整備	103
第9節 アウトバウンド・国際相互交流の促進	110
第10節 国際観光旅客税の活用	111

### 第3章 国内交流拡大

第1節 国内旅行需要の喚起	112
第2節 新たな交流市場の開拓	112
第3節 国内旅行需要の平準化の促進	114

### 第Ⅲ部 令和8年度に講じようとする施策

#### 第1章 インバウンドの戦略的な誘客と住民生活の質の確保との両立

第1節 混雑・マナー違反等の個別課題への対応	115
第2節 地方誘客の推進による需要分散	118
第3節 国際相互交流の促進	133

#### 第2章 国内交流・アウトバウンド拡大

第1節 国内旅行需要の平準化の促進	135
第2節 新たな交流市場の開拓	135
第3節 国内交流の活性化	136
第4節 観光復興に向けた再生支援	137
第5節 アウトバウンドの促進	137

#### 第3章 観光地・観光産業の強靱化

第1節 観光地の強靱化	139
第2節 持続可能性を高めるためのインバウンド市場・観光コンテンツの多様化	142
第3節 観光DX・地域交通DXの推進	143
第4節 観光産業の経営力強靱化	143
第5節 健全な競争環境の整備	144
第6節 観光人材の確保	144
第7節 多様なニーズに対応した受入環境整備	144
第8節 休暇の分散・旅行需要の平準化	145
第9節 災害・感染症危機・テロ対策等安全・安心な滞在環境の実現	145

#### 第4章 国際観光旅客税について

第1節 国際観光旅客税創設の背景	148
第2節 国際観光旅客税の使途	148
第3節 令和8年度以降の国際観光旅客税の使途の方向性	148

(参考1) 本白書において利用している観光庁「インバウンド消費動向調査」は、2024年度から実施しているものであり、2023年度以前のデータは「訪日外国人消費動向調査」結果を掲載している。

(参考2) 本白書における三大都市圏、地方部の区分は基本的に以下のとおり。

三大都市圏	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県
地方部	三大都市圏以外の道県

(参考3) 本白書における地方ブロックの区分は基本的に以下のとおり。

北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北陸信越	新潟県、富山県、石川県、長野県
中部	福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	沖縄県